**暴力団の排除に係る誓約書**

　(あて先)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　寝屋川市長

申請者

法人名

　　　　　　　　　　　法人住所

代表者の職名

代表者の氏名

代表者の住所

　申請者は、下記事項について誓約いたします。

記

１　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けるに当たり、申請者（法人の役員）及び園長その他園の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む｡)は、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20条）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という｡)に該当しないことを誓約します。

２　幼保連携型認定こども園の運営に当たっては、暴力団等がその運営に関与しないことを誓約します。

【参考】

寝屋川市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市民　寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。

⑵　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という｡)第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑶　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑷　暴力団事務所　暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

⑸　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして大阪府暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪府公安委員会規則第３号）第３条に規定する者をいう。